

UBC情報

発行： 2018年7月2日

No. 217

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

30年分所得税の予定納税が必要な方には、税務署から「予定納税額の通知書」が送られます。納付期限は、7月31日（火）です。

また、廃業などで予定納税額よりも少なくなると見込まれる場合の減額申請は、7月17日（火）までに申請書を税務署に提出する必要がありますのでお忘れなく！

トピックス

29年分の所得税・贈与税の確定申告状況

国税庁は平成29年分の確定申告状況について公表しました。

◆所得税の確定申告書は約2198万人が提出

所得税の確定申告書を提出した方は2197万7千人で、そのうち1283万人が還付申告でした。一方、申告納税額があった方は640万8千人で、その所得金額は41兆4298億円、納税額は3兆2037億円で、いずれも3年連続で増加しています。

また、確定申告書を提出した方で、株式等の譲渡所得について申告した103万1千人のうち、所得金額があった方は前年と比べ81.1%増加の53万3千人となり、その所得金額は3兆5732億円、1人当たりでは670万円となっています。

なお、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方は53万3千人でした。

◆贈与税は約46万人が暦年課税を適用

贈与税について申告書を提出した方は50万7千人で、そのうち暦年課税（基礎控除110万円）を適用したのは46万2千人（特例税率23万2千人、一般税率23万人）、相続時精算課税は4万5千人となりました。

暦年課税を適用した方について、申告納税額があったのは36万6千人で、その納税額は1747億円、1人当たりでは48万円となっています。

なお、住宅取得等資金の非課税制度（父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の限度額まで贈与税が非課税となる制度）は5万8千人が適用しており、贈与を受けた住宅取得等資金4979億円のうち、4566億円が非課税の適用を受けています。

労働保険の年度更新の手続きはお早めに



労働保険（雇用・労災保険）は毎年、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき清算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料の申告・納付が必要となり、この手続きを「年度更新」といいます。

30年度の年度更新期間は6月1日から7月10日までです。前月末頃に申告書が事業主宛に発送されますので、早めに手続きを行います。

なお、30年度から適用される労災保険率が改定（引上げ3業種、引下げ20業種、据置き31業種）されているほか、労務費率や第2種特別加入保険料率も改定されています（雇用保険率については変更ありません）。

6月に施行された主な制度等

◎日本版「司法取引制度」（6月1日施行）

特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、容疑者や被告が「他人の刑事事件」の解明に協力する見返りに、不起訴にしたり、求刑を軽くする制度が導入されました。脱税や独占禁止法違反、金融商品取引法違反、特許法違反なども対象になります。

◎改正割賦販売法（6月1日施行）

クレジットカードを取り扱う加盟店も、カード番号等の適切な管理や不正使用対策を講じることが義務付けられ、*カード情報の非保持化、*ICカード決済が可能な端末の設置、*ネット取引は、なりすましによる不正使用防止対策、等が必要になります。

◎「医療広告ガイドライン」の改定（6月1日施行）

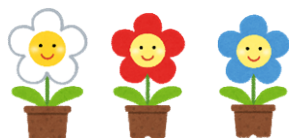
医療法等の改正により、医療機関のウェブサイト等についても、他の広告媒体と同様に規制の対象とし、虚偽又は誇大等の表示を禁止し、是正命令や罰則等の対象となります。

◎生産性向上特別措置法（6月6日施行）

同法に基づき市町村の認定を受けた中小企業が取得する一定の設備について、固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減する特例措置が実施されます。なお、特例措置が実施されるためには、法施行後に各市町村による「導入促進基本計画」の策定や、特例率を定める条例の制定等が必要です。

◎住宅宿泊事業法（6月15日施行）

民泊を行う場合のルールとして、*都道府県知事への届出が必要、*サービスを提供できる日数は年間180日まで、*衛生確保や騒音防止、宿泊者名簿の備付けなどの義務付け、等が定められています。



「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」として、外国人労働者を雇用する際のルールなどの周知・啓発が行われます。

事業主には外国人労働者の雇用および離職の際、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが義務付けられています（アルバイトの場合も対象）。また、雇用する外国人労働者が不法就労にならないように、就労することが認められる在留資格であるか等を在留カードやパスポートで必ず確認します。

外国人雇用状況の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合や、不法就労させた場合は処罰の対象となりますので、注意しましょう。

ふるさと納税の住民税控除分を確認

ふるさと納税をした方で、確定申告を行った場合は所得税と住民税から控除されます。また、ワンストップ特例制度を適用した方は所得税からの控除は行われず、所得税控除分を含めた全額が住民税から控除されます。

ふるさと納税を行った翌年度の住民税が減額される形で控除されますので、29年中にふるさと納税をした方には5～6月頃に届く住民税決定通知書に記載された市町村民税と道府県民税の税額控除額を確認しましょう。



～編集後記～

気温や湿度が大きく変化する梅雨時。体温調節や発汗作用がうまくはたらかずに、風邪気味でだるさを感じたり、おなかを壊しやすくなりがちです。そんな時に、ぜひ食べたいのが梅干し。

梅干しを食卓に並べて、おなかの不調の予防、食欲増進、気力回復をはかり、梅雨時の不調を予防しましょう。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 217

発行：2018年7月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

トピックス

生活保護法など関連4本の改正法が成立

～大学進学支援や後発医薬品の使用などが主な柱～



◆6月1日、生活保護世帯の大学進学支援を柱とする生活保護法など関連4本の改正法が参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立しました。生活保護世帯の子どもが大学などに進学する際に、新生活の準備に必要な費用として最大30万円を支給するなど、子どもの貧困対策の拡充が盛り込まれています。

現在の生活保護制度では子どもは高校卒業後に働くことを前提にしています。大学などに進学した場合、親と同居していても別世帯として扱う「世帯分離」となり保護費が減少してしまい、これが生活保護世帯の子どもが進学を諦める要因になっていると言われていました。新たな一時給付金は、親元を離れる場合は30万円、親と同居する場合でも10万円を支給します。2018年度に進学した人も対象とし、月内にも受け付けを開始します。

また生活保護の医療費（医療扶助）は全額が公的負担ですが、保護受給者の高齢化に伴い医療費の膨張に歯止めがかかっていないことから、生活保護世帯には価格の安い後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を原則とします。

このほか、生活が苦しい人が無料や低額で暮らせる「無料・低額宿泊所」に防災体制や設備の最低基準をつくり、下回る場合は自治体が改善命令を出せるようにします。（参考：日本経済新聞他）

◆また厚生労働省が6月6日に発表した「被保護者調査(平成30年3月分概数)」により2017年度分を集計すると、被保護世帯(月平均)は過去最多の164万811世帯に上りました。被保護世帯は25年連続の増で、2016年度(163万7,045世帯)より0.2%増えました。過半数を占める「高齢者世帯(同)」も86万4,709世帯と過去最多を更新、高齢化を背景に生活保護を頼りに暮らす困窮高齢者が増え続けています。世帯の種類別では高齢者世帯の他、傷病者世帯が22万4,663世帯、障害者世帯が19万4,838世帯、母子世帯が9万2,471世帯、その他世帯が25万5,835世帯となっています。一方被保護人員は前年度比1%減の212万4,599人で、ピークだった2014年度の216万5,895人から3年連続で減少しました。

医療や介護を必要とする高齢者の貧困が拡大するに連れて生活保護費は増大し、国と地方の負担額は約3兆8,400億円(2017年度)に上ります。厚労省は2018年10月から3年かけて生活費相当分を段階的に削減し、国費で年160億円分(約1.8%)を減らす予定とのことです。（参考：毎日新聞）

小1の母、67%が仕事 ～厚生省「21世紀出生時縦断調査」を発表～

◆5月30日に厚生労働省が発表した「21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の概況」によると、2017年に小学1年だった子の母親のうち、仕事を持つ割合(有職率)は67.2%だったことが分かりました。2008年に実施した同様の調査(平成13年出生児)結果(55.8%)に比べて11.4ポイント増加しています。

調査は全国で2010年5月に生まれた子を対象に毎年実施しています。7回目の今回は2017年5月時点の状況を調べ、2万5,397人から回答を得ました。2001年に生まれた子についても同様の追跡調査をしており、2010年生まれの子が7歳になった今回から、小学生時点の状況を比較できるようになっています。(時事通信)

◆またこの調査では子どもの生活の状況や子育ての意識等についても調査しています。子どもの生活では、放課後に過ごす場所として「学童保育」の割合が38.6%と、平成13年出生児(第7回)調査の25.7%に比べて12.9ポイント高くなっていました。

子育ての意識としては、「子どもがいて良かったと思うこと」の項目が、平成13年出生児の調査よりも概ね高くなっており、特に「子どもの成長に喜びを感じる」は79.1%から89.0%に9.9ポイント増加しています。しかしその一方で「子どもを育てていて負担に思うことや悩み」の問いに対して「子育ての出費がかさむ」との回答が37.2%から42.0%へと4.8ポイント増加していることが気になります。(総合福祉研究会)



介護職員、2025年には34万人不足 ～厚生省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」発表～

◆5月21日に厚生労働省は、2025年度時点で介護職員が約33.7万人足りなくなるとの推計を発表しました。必要数約244.7万人に対し、今後人材確保に取り組みなかった場合の職員数は約211万人にとどまるというものです。必要な人数に対して実際に何人が働いているかを示す充足率は、2020年度の94.2%から2025年度には86.2%に低下します。

推計は全国の市町村の介護サービス見込み量に基づき算出したもので、2016年度時点の職員数は約190万人ですが、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年度までに新たに約54.7万人確保する必要があります。

厚生労働省は職員給与を引き上げるなどしてきましたが、慢性的な人手不足は続く見通しで、更なる待遇改善や外国人材の活用に加え、介護ロボットの導入による負担軽減に努めるとしています。

都道府県別に見ると、2025年度の充足率が最も低いのは福島と千葉の74.1%で、京都の79.3%が続きます。最も高いのは山梨の96.6%。都市部での不足が目立ち、福島は東日本大震災による長期の避難生活が影響し、介護需要が高まることが予想されます。(厚生労働省HP)

◆経済財政諮問会議では2040年度の医療・介護関連分野の就業者見込みを発表

同日、厚生労働省は経済財政諮問会議で、65歳以上の高齢者数がピークとなる2040年度に合わせた医療・福祉分野における就業者数の需要予測を公表しました。予測によると2018年度の医療・福祉関連の就業者は823万人ですが、現状のままでは2040年度には全就業者の約2割に相当する1,065万人が必要と見込まれます。これを人工知能(AI)の活用や健康寿命を3歳以上伸ばす取組みを推進することにより、935万人に収めていく方針です。

なお経済財政諮問会議では、就業者見込みのほか、社会保障費全般の将来推計や施策等が議論されますので、適宜その動向をお伝えしたいと思います。

(総合福祉研究会)

